

INFORMATION

●市役所からのお知らせ



ごみ減量・分別情報サイトを ご利用ください

ごみの収集日・出し方・排出量速報や、ごみ減量の講座・イベントなど情報満載です！

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/cp/gennyouhp/>



市ホームページ
右上のここをクリック！

1 飯島・寺内・将軍野 地域センターが4月 からコミセンに移行

コミュニティセンターを併設している飯島・寺内・将軍野の各地域センターが3月末で廃止になり、単独のコミュニティセンターに移行します。

コミュニティセンターはこれまでどおり利用できますので、地域のサークルや町内会活動などにご活用ください。

●問い合わせ 地域振興課

☎(866)2036

2 4月納付分から 協会けんぽの保険料 率が上がります

協会けんぽは、おもに中小企業にお勤めのかたとそのご家族が加入する健康保険です。保険料収入の減少や医療費支出の増加などにより、平成23年4月納付分から健康保険料率を9・54割(現行9・37割)に、40歳以上65歳未満のかたに対する介護保険料率を1・51割(現行1・50割)に引き上げます。

(例) 月収20万円(税引き前)のかたの健康保険料は月額約170円増、介護保険料は月額約10円増

※任意継続被保険者のかたは、事業主負担分も加わります。

●問い合わせ 協会けんぽ(全国健康保険協会) ☎(833)1841

3 水道メーターの 交換作業にご協力を

上下水道局では、計量法で定める有効期間が満了になる水道メーターの交換作業(無料)を5月上旬から12月下旬まで行います。

対象となる世帯に、4月と5月の検針時にお知らせ票で通知します。身分証明書を持った秋田市指定工業者が伺いますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 上下水道局お客様センター ☎(823)8431

4 太平川の洪水避難地 図(ハザードマップ) を作成しました

市では、大雨によってははんらんした場合に、浸水の可能性がある場所などを示した洪水避難地図(ハザードマップ)を作成しました。ハザードマップで自宅周辺の土砂災害などの危険か所や最寄りの避難施設、気象・河川情報の入手先などを確認し、災害に備えましょう。地図は流域世帯に配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。

また、災害による危険が予想される場合は避難情報を報道機関に提供するとともに、広報車や市ホームページ、「防災ネットあきた」などでお知らせ

します。
避難する際には、近隣の高齢者や障がい者など、災害に弱い立場のかたがたの避難についても支援やご協力をお願いします。

http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/dsh_map/

●問い合わせ 防災安全対策課

☎(866)2021

5 わかくさ相談電話

少年の悩みや心配事の相談に応じます。来所相談にも応じています。

相談日時 月曜日の午前10時～午後4時、火曜～金曜日の午前9時～午後4時(年末年始、祝日を除く)

相談場所 市少年指導センター(文化会館4階)

相談専用電話(862)32255

6 千秋公園さくら ファンドにご協力を

千秋公園を桜の名所として次世代に残すことを目的として創設した「千秋公園さくらファンド(基金)」に、市民のみなさんからこれまで約638万円の寄付をいただきました。ありがとうございました。

市では、この資金を活用し、桜の植

4月17日(日)は

春の全市一斉清掃

4月の第3日曜日は、春の全市一斉清掃の日(あきたビューティフル・サンデー)です。町内で力を合わせ、地域の道路、側溝、公園などを清掃し、まちをきれいにしましょう。



ごみは正午まで集積所へ

- 集めたごみや汚れているびん・缶・ペットボトルは、当日収集します。市指定のごみ袋(家庭ごみ用・資源化物用のどちらでも可)に入れて、正午まで町内の集積所へ出してください
- 粗大ごみや家電リサイクル品は収集しません。不法投棄されたタイヤやテレビなどは移動しないで環境都市推進課へご連絡ください。放置自転車・車両は移動せずに最寄りの交番へご連絡ください
- 公園課が管理する公園を清掃した場合は、4月18日(月)以降に公園課へご連絡ください
- 4月17日(日)は総合環境センターへごみを自己搬入することはできません

側溝のフタ上げ機(20台)を貸します

フタ付き側溝の清掃にフタ上げ機をお貸しします。数に限りがありますので、お早めに道路維持課へご相談ください。



土砂・泥は道路の端に

道路や側溝から出た土砂・泥は土のう袋に入れ、交通の妨げにならない場所へまとめて置き、清掃終了後、道路維持課へご連絡ください。土のう袋に、ごみ、缶、ペットボトルは入れないでください。市内全域の土砂・泥を収集し終わるまでには数日かかりますのでご了承ください。

土のう袋をさしあげます

土のう袋が必要な町内は、枚数を取りまとめ、町内会長さんあてにお送りした封筒を必ず持って、4月11日(月)から15日(金)までに、各地域センター、土崎・東部・南部・北部公民館、土崎支所、西部市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所、道路維持課(寺内字蛭根85-9)へお越しください。

問い合わせ

- ▶春の一斉清掃…環境都市推進課☎(863)6632
- ▶道路、側溝の土砂・泥の運搬、側溝のフタ上げ機の貸出…道路維持課☎(864)3643
- ▶公園の清掃…公園課☎(866)2445

受給者のみなさんへ 4月分から

児童扶養手当の額が変わります

平成23年度の児童扶養手当の額が4月分から0.4%引き下がり、下表のとおりになります。児童扶養手当は、年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、その翌年の4月以降の手当額が改正される「自動物価スライド制」を採用しています。

種類	改定前(月額)	改定後(月額)
全部支給	41,720円	41,550円
一部支給	41,710円~9,850円	41,540円~9,810円

※所得に応じて10円きざみで決められます。

- 加算額は、児童2人目は5,000円、3人目以上は1人につき3,000円で、これまでと変わりません。
- 児童扶養手当は、受給者本人の所得や同居している父母・祖父母・兄弟姉妹などの所得によって支給されない場合があります。

問い合わせ 児童家庭課☎(866)2094

え替えや保全・育成活動を行っています。引き続きみなさんのご協力をお願いします。

●問い合わせ 公園課
http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/pc/sakurai/

●問い合わせ 公園課
Eメール ro-urpc@city.akita.akita.jp
ファクス(866)2282

7 見ついたら連絡を 不法投棄は犯罪です



監視カメラ「みてるくん」

●問い合わせ 廃棄物対策課☎(866)2076
ごみの不法投棄は法律で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)が科せられる場合があります。不法投棄を見つけたら、廃棄物対策課へご連絡ください。